

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年7月15日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 12 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉建屋6階で作業中、体調不良を感じて事務所に戻り産業医に診察してもらったところ、熱中症と診断されたが一時休息して症状が回復。	C	
2	3号機	原子炉建屋燃料交換制御室空調機 - 2点検において、羽根車部内径に磨耗が認められたため、対応を検討。	D	
3	4号機	原子炉隔離時冷却系主要弁点検時、加減弁上蓋内カーボンパッキン押さえ用ボルトの取り外し作業中にボルトが切断したため、ボルト穴に残存する当該ボルトを除去し交換を実施。	D	
4	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(B)高圧蒸気加減弁下部シートドレン水位検出計テスト弁点検において、弁体の当たり面不良が認められたため、弁体を交換。	D	
5	4号機	残留熱除去機器冷却系ポンプストレーナー点検時、バスケットストレーナー本体のパンチングメタル(2箇所)に腐食が認められたため、当該箇所を補修。	D	
6	4号機	循環水ポンプ(C)点検において、サポートケーシング側のボルト穴廻りに腐食が見られたため、当該箇所を修理。	D	
7	4号機	復水器(A、B、C)冷却管点検において、冷却管(計510本)に海生物付着や減肉が認められたため、当該冷却管へ閉止栓を取付。	D	
8	4号機	高圧炉心スプレイ系圧力抑制室出口弁の浸透探傷検査において、弁座に指示模様が認められたため、当該箇所を修理。	D	
9	4号機	復水器空気抽出系起動用空気抽出器第2段空気出口弁点検において、弁体シート面に割れが認められたため、次回点検時弁体交換を検討。	D	
10	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A)の加減弁駆動機構点検において、低圧蒸気加減弁レバー軸受ブラケット・オйлスプッシュに磨耗が認められたため、当該スプッシュを交換。	D	
11	廃棄物処理設備	未使用プラスチック固化薬剤(危険物第5類)は危険物貯蔵施設として申請している「プラスチック固化設備開始剤タンク」にて貯蔵することとしているが、同タンクを設置する「プラスチック固化設備開始剤タンク室」内で仮貯蔵していたことが確認されたため、対応を検討。	B	
12	その他	当所でのPCB混入物の管理状況確認時、PCB廃棄物の保管及び処分状況届出書において、PCB混入物取替後の保管・処分対象ではない、使用中のPCB含有蛍光灯安定器(30台)について未反映であることが確認されたため、当該届出書に反映し差し替えを行う。	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A5 : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353